

**横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1021号)**

**平成24年2月17日**

横情審答申第1021号  
平成24年2月17日

横浜市長 林文子様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 三辺夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年4月1日建総第887号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別添文書、建総第533号の文書の4項において「「懲戒処分申立書」に関連した質問申立書に関する調査、検討等については、口頭で行っており、」と記載しているが、市当局の誰が何時、調査、検討内容の結果を口頭で行ったという内部記録文書。」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「別添文書、建総第533号の文書の4項において「懲戒処分申立書」に関連した質問申立書に関する調査、検討等については、口頭で行っており、」と記載しているが、市当局の誰が何時、調査、検討内容の結果を口頭で行ったという内部記録文書。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添文書、建総第533号の文書の4項において「懲戒処分申立書」に関連した質問申立書に関する調査、検討等については、口頭で行っており、」と記載しているが、市当局の誰が何時、調査、検討内容の結果を口頭で行ったという内部記録文書。」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年1月11日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 懲戒処分申立書については、懲戒処分申立書に関連した質問申立書（以下「質問申立書」という。）が提出された平成17年12月22日以前において、関係者に確認する等の調査・検討を行ったところ、懲戒処分に当たるような事実やその疑義はないとの判断しているため、総務局人事部人事課（当時。現在の総務局人材組織部人事組織課）への報告や異議申立人（以下「申立人」という。）への文書での回答は行っていない。また、内容についての対応を決定する過程は、全て口頭で行われ、文書を作成することはなかった。

(2) 質問申立書については、前記(1)のとおり、懲戒処分に当たるような事実や疑義はないと当時判断していた。また、質問申立書の取扱いに関する規定はなく、検討した内容について、文書を作成する必要性も認められなかった。以上の理由から、その内容についての対応を決定する過程は、全て口頭で行われ、文書を作成するこ

とはなかった。

- (3) 申立人は、口頭での調査・検討等について、虚偽である旨を主張しているが、文書は作成していない。
- (4) したがって、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 非開示決定通知書において、「「懲戒処分申立書」に関連した質問申立書に関する調査、検討等については、口頭で行っており、当該開示請求に係る行政処分は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため。」という事実に反する虚偽の理由で非開示になっている。
- (3) 市当局の関係者から電話及び面会による口頭での回答を一切受けておらず、非開示決定通知書は、有印虚偽公文書記載の行為に該当する違法行為である。
- (4) 申立人は、懲戒処分申立書を平成15年10月に都市経営局市長室秘書課（当時。現在の政策局秘書部秘書課）に持参したところ、市民局広報相談部広聴課（当時。現在の市民局広報相談サービス部広聴相談課。以下「広聴課」という。）へ案内され、広聴課の職員が懲戒処分申立書を受領した。
- (5) その後、市当局から申立人に何ら連絡がなかったので、再度広聴課を尋ねたところ、申立人が提出した懲戒処分申立書については各局の不祥事防止対策委員会に該当する案件と判断したため、建築局に回送したと説明を受けた。この事実からも懲戒処分申立書は懲戒処分に該当する事案であったため、広聴課から建築局に回送されたのである。さらに、建築局総務部総務課（以下「建築局総務課」という。）の係長から申立人に連絡するように依頼した内容の広聴課が作成した文書を受領した。
- (6) 建築局総務課から申立人に平成17年3月中に文書による回答をする旨の回答を付してきた。
- (7) ところが、その後、何の連絡もないことから、平成17年12月に質問申立書を提出し、市長としての回答を文書で請求した。これら一連の経緯から「調査、検討内容の結果を口頭で申立人に行った」という理由は、虚偽の事実である。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人が平成17年12月22日に実施機関に提出した質問申立書に関する、実施機関が調査及び検討を口頭で行ったことを記録した文書であると解される。

### (2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張している。

イ 当審査会では、平成24年2月17日の答申第1020号において、質問申立書に関して、実施機関が行った調査及び検討の結果について記録された文書が作成されていないという実施機関の説明に不合理な点は認められないとしている。

ウ そうすると、調査及び検討の結果について記録された文書が存在しない以上、当該調査及び検討を口頭で行ったということを記録せず、本件申立文書を作成していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

### (3) 付言

本件請求に係る開示請求書には、申立人本人が過去に実施機関に提出した文書を添付し、当該文書に関する文書の請求をしている。したがって、本件請求は、条例第7条第2項第2号により非開示とすべき個人情報を求める開示請求であると考えることができ、本来であれば、請求の対象となる文書の存否を答えるだけで非開示情報を明らかにすることになるとして、存否応答拒否を検討すべきものであったとも考えられる。

今後、実施機関におかれては、開示決定等に係る事務手続を慎重に行うよう望むものである。

### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

## 《 参 考 》

### 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年4月1日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成23年4月7日 (第182回第一部会)	・諮問の報告
平成23年4月12日 (第189回第二部会)	
平成23年4月22日 (第117回第三部会)	
平成23年5月9日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年6月17日 (第120回第三部会)	・審議
平成23年11月18日 (第129回第三部会)	・審議
平成23年12月2日 (第130回第三部会)	・審議
平成24年1月20日 (第132回第三部会)	・審議